

NEWS LETTER Vol.20

8

2015

先日、開催したマイナンバーセミナーには、多くのお客さまにお越しいただきました。今後は、より実務的な内容で、9月4日(金)社会福祉法人さま向けマイナンバーセミナー、9月18日(金)人事労務に関するマイナンバーセミナーを開催いたします。

いよいよ、始まるマイナンバー制度。是非、セミナーにお越しください。

6月24日(金)開催

『事業者のためのマイナンバー
制度対応セミナー』の様子

今後のスケジュール

■ 9/4(金) 社会福祉法人さま向けマイナンバーセミナー

第一部:13:30-14:30 人事労務に関するマイナンバーの実務

第二部:14:45-15:45 社福の内部管理体制・諸規程の対応

※社会福祉法人さま以外の法人・個人さまもご参加いただけます。

■ 9/18(金)

10:00-11:00 人事労務に関するマイナンバー

※日程等は変更になることがあります。

■ マイナンバー特集 押えどころを5分でお伝え

～ 事業主がすべきポイントは ～

- 【マイナンバー制度対策】 今知っておきたいマイナンバー
- 【マイナンバー制度対策】 事業者が守るべきことは?
- 【経営を変革するクラウドサービス特集】 第3回 便利なクラウドサービス② ～カード決済サービス～
- お仕事備忘録
- お仕事カレンダー
- 8月開催セミナー

株式会社マネジメント・スタッフ

税理士法人アクセス

社会保険労務士法人アクセス

川人行政書士事務所

株式会社徳島経理代行センター

有限会社エムエスサービス

【本社・徳島事務所】 徳島市北島田町1丁目3番地3
TEL 088-631-8119 FAX 088-632-6543

【吉野川事務所】 吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1
TEL 0883-26-0182 FAX 0883-26-0187

ホームページ
メールアドレス

<http://www.m-staff.com>
ms@m-staff.com

『今知っておきたい マイナンバー』
～マイナンバー法が10月5日から施行されます～

国民ひとり一人に、12桁の番号が割り振られる社会保障と税の共通番号制度が始まります。実際に、私たちに番号が振られるまで、残り3ヶ月をきりました。

私たちの暮らしは、このマイナンバーによって、どのように変わるのでしょうか？
また、そもそもマイナンバーとはどのような制度なのでしょうか？
今回は、Q&A形式にて、マイナンバー制度の基本的なことを説明いたします。

Q1 マイナンバーって一体何ですか？

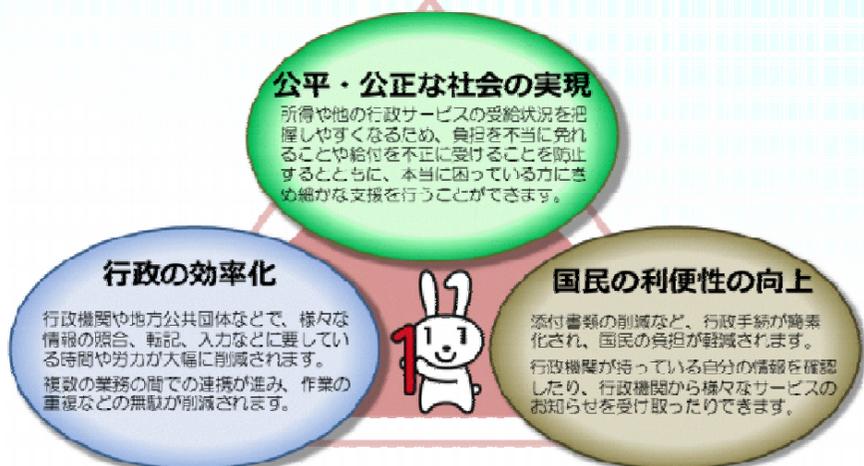
A 住民票を有するすべての国民に割り振られる12桁の番号です。
一人がひとつの番号をもち、原則として生涯その番号は変わりません。

社会保障・税の手続きで、行政に届出する書類に、このマイナンバーを記載することになります。
具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続き・生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税金の手続きで、申請書類にマイナンバーの記載を求められることとなります。

現在では、行政機関ごとに、独自の番号が振られており、基本的にはその番号はその機関でしか使われません。例えば、基礎年金番号、保険証の番号、雇用保険の被保険者番号、納税者番号、運転免許証番号、住民票コードなど、あらゆる番号があります。しかし、それぞれの機関でバラバラに使われており、まったく連携されていないというのが現状です。

マイナンバーとして、一人にひとつの番号が付与されると、複数の行政機関に存在する個人の情報を早く、正確に紐付けることができるので、行政への手続きがカンタンになると言われています。
行政の手続きが効率化すると、下図のようなメリットに繋がるとされています。

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



マイナンバー広報資料より抜粋

また、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きで使用することはできないとされています。法律で、この3つの分野に限定されています。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続きで
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバー広報資料より抜粋

Q2 自分のマイナンバーはいつわかるのですか？

A 平成27年10月からマイナンバーの通知が始まります。
10月5日時点の住民票の住所宛てに、マイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留により送られてくる予定です。

Q3 マイナンバーの「通知カード」は、どうやって送られてくるのですか？

A マイナンバーの通知カードは、住民票の住所に簡易書留で送られてきます。
そのため、住民票の住所が、実際に住んでいる住所と異なる場合は注意が必要です。異なっている場合、確実に受け取れないケースが生じてしまいます。簡易書留は、受け取れなかった場合、そのまま送付者の元に戻ってしまうからです。
10月からマイナンバーの通知が始まりますが、それまでに、住民票の住所を確認し、変更できていないのであれば、変更手続きを済ませておくようにしておきましょう。
会社の総務担当者であれば、従業員にも早めに呼びかけておくほうがよいでしょう。

Q4

「個人番号カード」とは何ですか？

A 10月に送付される個人番号の通知カードは、マイナンバーを記載した紙の通知ですが、来年1月以降に住民票のある市町村で「個人番号カード」の交付が受けられることになっています。

この「個人番号カード」は、表面に4つの情報(氏名、住所、性別、生年月日)が記載され、裏面に個人番号が記載されることになっており、身分証明書として利用できるとされています。

なお、個人番号カードは、希望者が住民票のある市町村で通知カードと本人確認のための身分証明書などを提示し、確認を受けた上で交付される予定となっています。

Q5

「個人番号カード」と「通知カード」の違いは何ですか？

A 個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様に、ICチップのついたカードとなる予定です。表面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)と顔写真、裏面にマイナンバーが記載される予定です。本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

いっぽう、通知カードは、紙製のカードであり、券面に氏名、住所、生年月日、性別(基本4情報)、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。なお、通知カード単体では本人確認できませんので、合わせて運転免許証またはパスポートなどの提示が必要となります。

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)

(表面) 個人番号カードの様式(案)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1項)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

マイナンバー広報資料より抜粋

Q6

「マイナポータル」とは何ですか？

A 行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備される予定です。

例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。

また、引越しなどの際の官民横断的な手続のワンストップ化や納税などの決裁をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討されています。

なお、マイナポータルは平成29年1月から運用される予定です。

マイナポータル

自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。



平成29年1月開設予定

※スマホやタブレットからのアクセスも可能になる予定。

取得可能な情報(予定)

- 年金など、各種社会保険料の支払い状況
- 制度改定などのお知らせ
- 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
- 受けとることのできる各種給付のご案内

将来的には、こんなメリットも予定されています。

- 予防接種の履歴、確定申告に必要な情報などをネットで取得!
- 引っ越しなどの複数の届出が、パソコンでまとめてできる!



マイナンバー広報資料より抜粋

【ここだけは絶対に押えよう!】

すべての人にマイナンバーが通知されます。まずは、確実に受け取るために、住民票の住所を正しくしておくことが重要です。通知カードは、簡易書留で送られてきますので、例えば徳島市在住の人が、大阪市に住民票を置いたままにしてあると、通知カードは大阪市に戻ってしまいます。そして、それを受け取るためには、大阪市の役所に本人が出向き、本人確認をした上でないと、受け取ることができません。

事業所におかれましては、従業員のマイナンバーを取得する必要がありますので、自社の従業員がこのようなことにならないよう、住民票の確認を呼びかけておくといでしょう。

また、あわせて、マイナンバーを取り扱う総務担当者さまには、マイナンバーの正しい知識が必要となりますので、事業所として従業員教育などを行うことも求められます。マイナンバーの住民票確認とあわせて、従業員教育なども検討されるとよいかもしれません。

もっと詳しく知りたい方・個別に相談したい方は
 ⇒ 9月4日(金)13:30-15:45 『社会福祉法人さま向けマイナンバー』セミナー
 9月18日(金)11:00-12:00 『人事労務に関するマイナンバー』セミナーへ

『事業者が守るべきことは？』

～マイナンバー法は、規模の大小に関係なく、ほとんどの業者に適用されます～

ここまで、マイナンバー法の基本的なことをご説明してきました。

このマイナンバー法は、行政機関や民間企業の別を問わず、国内のほとんど全ての業者に適用されます。そのため、特定個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を作成・公表し、マイナンバーの取扱いに関する義務や注意事項を、広く呼びかけています。

ここでは、そのガイドラインに沿って、**事業者が守らなければならない事項**をみていきましょう。

1 まずはガイドラインが求める保護措置を知る

ガイドラインは、以下の3つの保護措置を、各事業者がとることを求めています。

1. 利用制限

マイナンバーを扱う事務は「税・社会保障・災害対策」の分野と決められており、**それ以外の目的で利用してはなりません。**

2. 安全管理措置等

マイナンバーを取扱う事業者は、マイナンバーの漏洩や紛失などを防ぐために、**安全管理措置**を講じなければなりません。(従業員 100 人以下の中小事業者には一定の軽減措置あり。)

3. 提供制限等

「税・社会保障・災害対策」の届出以外の理由で、マイナンバーの提供を求めたり、提供してはなりません(第三者提供も禁止)。また、提供を受ける際は、**本人確認が義務付け**られます。

2 マイナンバーの利用制限とは

マイナンバーを利用できる事務は、**マイナンバー法によって限定**されています。

事業者がマイナンバーを利用するのは、**主として源泉徴収票及び社会保障の手続き書類に従業員のマイナンバーを記載して、行政機関や健康保険組合に提出する場合で、その目的以外でマイナンバーを利用することは原則として禁止**されています。これは、**本人の同意があったとしても不可**です。

例えば、会社が社員を管理するためにマイナンバーを社員番号として利用してはいけません。

3 事業者が講ずべき安全管理措置とは

マイナンバーを取扱う事業者は、以下のような**安全管理措置**を講じなければなりません。

1の基本方針は任意ですが、**2～6は義務**となっています。(従業員 100 人以下の中小事業者には一定の**軽減措置**がありますが、**義務自体が免除されるわけではありません。**)

1. 基本方針の策定

会社としてマイナンバーの保護にどう取り組むか、という基本方針を策定します。

2. 取扱規程の策定

事務の流れを整理し、マイナンバーの取扱い方法を規程として定めます。

3. 組織的安全管理措置

取扱担当者や責任者の分担を明確化、運用/取扱い状況を記録、情報漏洩時の対応体制の整備、業務の見直し・改善への取り組みが求められています。

取扱い状況の記録として、**システムの利用状況や、マイナンバーの削除・廃棄の記録を残すことが手法として例示**されています。

4. 人的安全管理措置

取扱担当者の**監督や教育**を行うことが義務付けられています。

5. 物理的安全管理措置

マイナンバーを取扱う情報システムを管理する区域や取扱事務を実施する区域を明確に定め、それらの区域での**漏洩を防ぐための対策**が求められています。また、パソコンや DVD、USB メモリ等でマイナンバーを取扱う場合、それらの**盗難対策や廃棄時の漏洩防止策も検討する必要**があります。

不要になったマイナンバーを、**削除または廃棄**することも定められています。

6. 技術的安全管理措置

パソコンや情報システムを使ってマイナンバーを取扱う場合、ユーザーID やパスワードを使って認証する、アンチウィルスソフトを利用する、アクセスログを保管するなどの対策が必要です。

なお、マイナンバーに関する業務は、**外部の業者に委託することが可能**です。ただしその場合でも、「委託先において、委託者自身が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、**必要かつ適切な監督**を行わなければならない」とされています。

4 マイナンバーの提供制限等とは

1. 提供要求と提供の制限

事業者・個人の区別なく誰であっても、従業員の税・社会保障に関する届出以外の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。また、提供してもいけないことになっています。

2. 本人確認

本人からマイナンバーの提供を受ける者は、**本人確認を実施することが義務付け**られています。

本人確認に際しては、運転免許証やパスポートを提示するなど、厳格な要件が定められています。

3. 第三者提供について

個人情報保護法上の個人データは、本人同意があれば第三者へ提供できますが、**マイナンバーの第三者提供は、本人同意の有無に関係なく、法的に認められた目的に沿ったものである必要**があります。

【マイナンバーは平成 28 年 1 月から利用開始！対応はお早めに！】

マイナンバーの提出義務化の時期は書類によって異なりますが、雇用保険関係の書類については、平成 28 年 1 月提出分から必要になります。また、平成 28 年 1 月以降に給与支払いを受けた中途退職者の源泉徴収票にも、マイナンバーが必要です。そのため、平成 27 年中には**ガイドラインが求める保護措置の準備**を済ませ、**既存従業員のマイナンバーを収集**しておくことが望ましいと思われます。早めに社内の体制を整えておきましょう。

今まで、個人情報保護は、取扱う情報量の多い大規模企業や行政機関が行うものでした。しかし、今回のマイナンバー法の施行により、小規模事業者もその対象となりました。さらに、現在国会で審議中の改正個人情報保護法が成立すれば、マイナンバー以外の個人情報についても、小規模事業者に保護義務が加わることになります。

このように、個人情報保護について時代の流れは確実に規制強化へと向かっており、全ての事業者が対応を求められています。

当社では、事業者の方のマイナンバー対応の支援を行っております。マイナンバー対応への取り組み方が分からない、詳しく知りたい、などございましたら、お気軽にご連絡ください。

シリーズ
連載

経営を**変革**する**クラウドサービス**特集

第**3**回 便利なクラウドサービス②

～カード決済サービス～

前回、クラウドサービスの中で、「オンラインストレージ」について、ご紹介しました。
今回は、クラウド化やスマートフォン・タブレットの普及により急速に広まっているカード決済サービスについてご紹介いたします。

拡がるカード決済サービス

皆さんが、買い物や食事に行った際、クレジットカードを使う機会は多いと思います。
ただ、残念なことに、カードが使えないお店も、まだまだ沢山あります。
特に、ある程度高額な商品を購入した際に、カードが使えないって、結構不便ですよね。
カード決済のニーズはあるのに、使えるお店が増えない原因には、以下の2点が考えられます。

- ① 決済用端末の値段が高い
- ② 決済手数料が高い

まず、①ですが、これまでカード決済を導入しようとすると専用の端末が必要でした。
無料で借りられるキャンペーン等もあるようですが、月額利用料や数万円の出費が必要です。
②については、業種にもよりますが、4～5%の手数料がお店側に必要になってきます。
こうしたことから、カード決済導入に二の足を踏む事業者が多いのですが、近年、スマートフォンやタブレットが普及したことにより、安価にカード決済を導入できるサービスが出てきました。
多くのサービスは、スマートフォンやタブレットに無料のカードリーダーを装着し、カード決済を可能とさせます。

従来の専用端末



新しいカード決済サービス



新しいカード決済サービスの内容

新しいカード決済を提供する会社は、「Squire」、「Coiney」、「PayPal Here」などがあります。
例えば、日本発のベンチャー企業である「Coiney」のサービスは以下のとおりとなっています。

Coineyリーダー (カード読み取り端末)	+	月額費用	+	決済手数料
0円		0円		3.24%
最大月6回のスピーディな入金サイクル				

ご覧いただければわかるとおり、特段の負担なく、安価な決済手数料で始めることができます。
必要なものは、スマートフォンやタブレットのみです。
Coineyの場合は、専用のカード読み取り端末「Coineyリーダー」をスマートフォンにセットするだけで決済が可能となります。
スマホさえあれば、どこでも決済可能なので、野外イベントや宅配の際にもカード決済が可能となります。



まずは使ってみよう！！

カード決済サービスを提供する会社は複数あります。
会社によって、若干の違いがあり、どの会社を導入するのか、事業者によって選択肢が分かれてくると
思います。
ですが、大半のサービスは初期導入費用及び月額利用料は0円というものが大半であり、とりあ
えず、申し込んで使ってみるとというのが一番の近道だと考えます。
なお、当社では、皆様に、新しいカード決済をご利用いただきたいと考え、Coiney株式会社のパート
ナーとして、カード決済サービスの普及に協力しております。
是非、以下のURLからお申込みください。

最短4営業日で無料のCoineyリーダーが到着し、その日からカード決済を開始できます。
2015.7.31迄にお申込みいただくと対象期間中の5万円分の決済手数料が無料になるキャンペーン
中です。

お申込みはこちらから↓

<http://app.coiney.com/a/axis>

8月開催セミナー

人事 労務

8/12 (水) 11:00~12:00 「トラブルを未然に防ぐ就業規則セミナー」

**従業員トラブルが起こる前に
しっかり対策を！！**

就業規則をしっかり見直すことで、従業員とのトラブルの多くを防ぐことができます。
定めるべきポイントを的確にお伝え！

< 今後のスケジュール >

- ◇ 9/4 (金) 社会福祉法人のためのマイナンバー
- ◇ 9/18 (金) 人事労務に関するマイナンバー

* 日程等は変更になる場合があります。

交流

8/27 (木) 19:00~21:00 「経営研究会」

業種を超えた交流

経営者の皆さまにご参加いただいて業種の壁を超えて交流、意見交換を行います。

< 今後のスケジュール >

- ◇ 9/24 (木) 19:00~21:00
- ◇ 10/22 (木) 19:00~21:00
- ◇ 11/26 (木) 19:00~21:00

* 日程等は変更になる場合があります。

無料

人事労務相談会

就業規則のご相談や、社会保険に関する
ことなど、人事労務に関するご相談に、
社会保険労務士が広くお答えします。

- 開催日時：毎月第1・3金曜日
- 備 考：事前にご予約ください。

無料

年金相談会

年金裁定請求書の書き方、障害年金の請求手
続きの方法や、年金額のシミュレーションな
ど、年金給付に関するあらゆる疑問に社会保
険労務士がお答えします。

- 開催日時：毎月第2・4金曜日
- 備 考：事前にご予約ください。

FAX(088-632-6543)/メール(ms@m-staff.com)にてお申込みください

参加セミナー等 番号	セミナー番号①	8/12 「トラブルを未然に防ぐ就業規則セミナー」
	セミナー番号②	8/27 「経営研究会」
	無料相談会③	無料 「人事労務相談会」 / 「年金相談会」
貴社名	御役職 御芳名	(相談会のお申込みをされるお客さまは、ご希望の日時・時間 をご記入ください。)
TEL	相談会 希望日時	
FAX		
所在地	(当社のお客さまは、ご記入不要です)	